

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	兒寺 晴信	丸亀市綾歌町岡田上698番地49	平成30年9月10日